

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

規 則	○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	三五	○肥料の検査の結果の概要を公表する件	三六
	○土地改良事業の工事の完了について届出があった件	三七	○県営土地改良事業の工事が完了した件二件	三七
	○県営土地改良事業の工事が完了した件二件	三七	○福島県公安委員会	三七
訓 令	○福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令	三五	○傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則	三七
告 示	○県外の区域から家畜の移入を禁止する件	三六	正 誤	
	○土地改良区の定款の変更を認可した件	三六	○平成二十二年三月二十三日付け号外第十号中	三七
公 告	○特定非営利活動法人の設立の認証	三六	○平成二十二年三月三十一日付け号外第二十三号中	三六

## 規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年五月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

## 福島県規則第四十二号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二株式会社大東銀行の項中「日和田支店」の下に、「八山田支店」を加える。

### 附 則

この規則は、平成二十二年六月二日から施行する。

(出納総務課)

## 訓 令

### 福島県訓令第十八号

福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十二年五月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令

福島県農林水産技術会議規程(昭和四十四年福島県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「昭和二十四年法律第一百五十三号」第十一条を「平成十一年法律第九十八号」第十二条に改める。

第三条第二項中「政策監」の下に、「食産業振興監」を加える。

第四条第二項中「(以下「会議」という。)」を削る。

第八条中「農林水産部農業支援総室農業振興課研究開発室」を「農林水産部農業支援総室農業振興課研究技術室」に改める。

第九条中「議長が」の下に「技術会議の」を加え、「はかつて」を「諮つて」に改める。

### 附 則

別表本庁機関の項中「研究開発室」を「研究技術室」に、「農産物安全課」を「農産物安全流通課」に改める。

(農業振興課研究技術室)

## 告 示

この訓令は、公布の日から施行する。

福島県告示第三百五十五号

口蹄疫のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則（昭和四十三年福島県規則第四十七号）第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。

平成二十二年五月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 移入を禁止する家畜等の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品

二 移入を禁止する県外の区域

宮崎県内の次に掲げる区域

宮崎市のうち佐土原町下那珂、佐土原町東上那珂、佐土原町西上那珂、大字塩路の一部（下川及び野狐）、大字島之内の一部（堂山、四本松、鷲取、境下、日下、森田、成尾、栢山、内ノ丸、野中、城川、穂、苜溝、瀬木、保瀬方、新開、岩瀬、久保田、保木下、堀内、北浦、松ヶ崎、田代、田中、前田、不動坊、新川、北山、古川、拂崎、栢田及び下ノ藪）及び大字広原の一部（柳、野田、稲荷出、志戸前、前原、堀田、上大迫、北藪、宗源寺、式俣迫、塚森、三枝、高尾及び境田）

（畜産課）

福島県告示第三百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、遠野土地改良区から平成二十二年四月二十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月十八日認可した。

平成二十二年五月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

公 告

公告第二百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年五月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十二年五月十三日

二 名称

特定非営利活動法人Trust Rivers

三 代表者の氏名

小島 義久

四 主たる事務所の所在地

福島県河沼郡柳津町大字湯八木沢字居平千二百四十九番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢化、過疎化が進む奥会津地区全域において、各種のボランティア活動や「安心を実感できる地域社会づくり」「住んでいける地域づくり」「暮らしてみたい地域づくり」を目標に掲げ、互いに支え合うことの出来る新たなネットワークとシステムを構築し、明日に繋げる地域づくりの「新たな力」としての役割を果たすとともに行政、企業、各種団体、個人と連携し地域が抱える諸問題を解決するための事業を行い、持続可能な地域の再生と発展に寄与する事を目的とする。また、県土の美化活動を通してマナーとモラルの規範を示し、社会全体の意識の向上ならびに新たな雇用の創出に寄与する事を目的とする。

（文化振興課）

公告第二百二十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、平成二十一年十一月から同年十二月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十二年五月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

平成21年11月分  
（特殊肥料）

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名 (及び商品名)	検査の結果							備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N (%)		水分 (%)
たい肥	荒川産業株式会社	コンポストユー	3.2	3.0	1.3	7	48	1.4	13	22.5	
草木灰	株式会社津ばんげ公社 共サービス	只見川流木灰	0.1 未満	2.1	15.4	106	71	23.9	—	1.3	
たい肥	株式会社ジェイ イラツテ	でんでんボカシ	1.0	0.7	0.6	4	28	1.9	22	41.9	

平成21年12月分  
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果						備 考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO C/N (%)		水分 (%)	
たい肥	有限会社近藤畜産	近藤農場たい肥	1.6	2.4	2.0	15	93	0.7	13	44.7	
たい肥	有限会社イマジンフアクトリー	にっぽん菌太郎	2.2	4.5	1.9	4	59	0.1	20	12.1	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCaO—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量  
(農業総合センター)

公告第二百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第二項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十二年五月二十五日

土地改良事業を行った者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可又は施行同意の年月日	工事の完了年月日	福島県知事	佐藤 雄 平
請戸川土地改良区	両竹	基盤整備促進(農業用用排水施設)	平成一六年六月二三日	平成二二年三月二六日		
南相馬市	小木廻	基盤整備促進(農業用用排水施設)	平成一三年六月二〇日	平成二二年三月二六日		
南相馬市	大原	元気な地域づくり交付金(農業生産基盤整備一般)	平成一九年三月七日	平成二二年三月二五日		

(農村計画課)

公告第二百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、合戸地区に係る県営の経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十二年三月十六日完了したので公告する。

平成二十二年五月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平  
(農村計画課)

公告第二百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、申田地区に係る県営のため池等整備事業の工事は、平成二十二年二月二十二日完了したので公告する。

平成二十二年五月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平  
(農村計画課)

福島県公安委員会

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月25日

福島県公安委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第6号

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年福島県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1号中「生活安全部、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(刑事総務課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

		○平成二十二年三月二十三日付け号外第十号中	
四	上	ら	後ろか
一六	同項第三号	除権判決	
		○平成二十二年三月三十一日付け号外第二十三号中	
四	上	一六	同項第三号
		同号ウ	